

令和3年版環境白書

第2章 安全で安心できる生活環境の保全

3. 化学物質の環境リスク対策

(2) PCB廃棄物等の早期処理完了の推進

① PCB廃棄物未処理事業者に対する監視・指導

(1) 事業目的

PCB※1 使用製品及びPCB廃棄物の所有者が処分期限終了までにPCB廃棄物を適正処理すること及び処分までの間、適正保管を行うことにより、生活環境の保全を推進します。

(2) 取組状況

- ① ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法において、高濃度PCB廃棄物（安定器、汚染物等）の処分期限は令和3年3月31日と定められています。処分期限までに全ての高濃度PCB廃棄物の処分が完了するよう、PCB使用照明器具の掘り起こし調査によってその存在が確認されたPCB使用安定器の所有者に対して、唯一の処分事業者である中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）と処分委託契約を締結するよう指導しました。また、委託契約が速やかに進むよう搬入荷姿登録や中小企業者等軽減制度の申込、委託契約等の必要な手続きについての説明・助言等を実施しました。
- ② 高濃度PCB廃棄物のうち、変圧器・コンデンサーについては処分期限である平成30年3月31日を経過しているため、現在処分できない状態となっています。島根県内（松江市を除く）には保管事業者が8事業者（令和3年3月）存在し、定期的に立入検査を実施し、適正保管を指導しています。

《用語解説》

※1 PCB

Poly Chlorinated Biphenyl（ポリ塩化ビフェニル）の略称で、人工的に作られた、主に油状の化学物質です。PCBの特徴として、水に溶けにくく、沸点が高い、熱で分解しにくい、不燃性、電気絶縁性が高いなど、化学的にも安定な性質を有することから、電気機器の絶縁油、熱交換器の熱媒体、ノンカーボン紙など様々な用途で利用されていました。しかしながら、PCBは慢性的な摂取により体内に徐々に蓄積し、様々な症状を引き起こすことが報告されています。

PCBが大きく取りあげられる契機となった事件として、昭和43年に食用油の製造過程において熱媒体として使用されたPCBが混入し、健康被害を発生させたカネミ油症事件があります。PCBは現在は新たな製造及び輸入が禁止されています。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 廃棄物対策課	0852-22-5261